

とし、もう一羽を全焼のささげ物として献げ、死体によって招いた罪を除いて彼のために宥めを行い、その日に彼の頭を聖なるものとする。

6:12 その人は、ナジル人としての聖別の期間を、改めて【主】のものとして聖別する。そして一歳の雄の子羊を携えて行き、代償のささげ物とする。それ以前の日数は、彼の聖別が汚されたので無効になる。

ナジル人とは聖別されたものという意味で、当時からも、ある人々は自らをそのようにして、主にささげたということが分ります。これはこの世的には何も得があるわけではないのですが、主のみこころに感動を覚えた者は、そのように主に自分自身をささげることが喜びとなるのです。

これは神様の永遠の尺度と無限の愛が分ったときの、自然の応答でもあります。もしも自分自身の内に、献身の思いが与えられたなら、この世では理解されないとしても、主のお心に従って行って間違いはありませんが、確信を持ちましょう。

主に自分自身をささげて、お役に立ちたいと思うなら、「酒」よりも聖霊に満たされることが必要です。神様との交わりを妨げられるものを排除しましょう。

また、人から違って見えてもひるむ必要はありません。ナジル人が「髪」をのばし続けたように、聖別されていることが分るのも大切なことです。その覚悟をしましょう。

また死から全く離れましょう。すなわち、永遠の命を信じない考え、神の救いに反する生き方や交わりとは、一線を画してこれらに同化しないようにしましょう。

①神のみこころは？（信仰のあり方、希望の約束、愛の満たしなど）

②どんな思いになりましたか？（感情や願いなど）

③生き方にどう適用しますか？（あなたのどの部分を主は扱おうとしておられますか）

④この世にあって何を実践しますか？

6:1 【主】はモーセに告げられた。

6:2 「イスラエルの子らに告げよ。男または女が、【主】のものとして身を聖別するため特別な誓いをして、ナジル人の誓願を立てる場合、

6:3 その人は、ぶどう酒や強い酒を断たなければならない。ぶどう酒の酢や強い酒の酢を飲んでではない。また、ぶどう汁をいっさい飲んでではない。ぶどうの実の生のものも、干したものも食べてはならない。

6:4 ナジル人としての聖別の全期間、彼はぶどうの木から生じるものはすべて、種も皮も食べてはならない。

6:5 彼がナジル人としての聖別の誓願を立てている間は、頭にかみそりを当ててはならない。【主】のものとして身を聖別している期間が満ちるまで、彼は聖なるものであり、頭の髪の毛を伸ばしておかなければならない。

6:6 【主】のものとして身を聖別している間は、死人のところに入って行ってはならない。

6:7 父、母、兄弟、姉妹が死んだ場合でも、彼らとの関わりで身を汚してはならない。彼の頭には神への聖別のしるしがあるからである。

6:8 ナジル人としての聖別の全期間、彼は【主】に対して聖なるものである。

6:9 だれかが突然、彼のそばで死んで、その聖別された頭を汚した場合には、身をきよめる日に頭を剃る。すなわち七日目に剃る。

6:10 そして八日目に、山鳩二羽か家鳩のひな二羽を、会見の天幕の入り口にいる祭司のところに持って行く。

6:11 祭司はその一羽を罪のきよめのささげ物

